

# ハンセン病問題の 解決に向けて

## 一 社会構造としての偏見差別と闘う

2019年6月28日、500名を超えるハンセン病病歴者の家族らが熊本地方裁判所で提起した国家賠償請求訴訟について、国の責任を認める勝訴判決が下されました。この判決を受けて、国は、ハンセン病に対する偏見差別解消のための施策検討会を立ち上げ、本年3月に報告書がとりまとめられました。

報告書では、国の徹底した「無らい県運動」により、市民の中でハンセン病に対する差別偏見が共有され、正当化され、強化されていった結果、社会構造の一部として定着してしまったこと、そのために「ハンセン病についての正しい知識」の啓発だけでは解消されない、社会構造の中に組み込まれた差別偏見が今も根強く存在することが指摘されています。

国の報告書だけでは知ることのできないハンセン病問題から生じた被害と差別の実態を知り、私たち市民と社会の中で偏見や差別がどのように存在しているのか、その解消のために私たちに何ができるかを一緒に考えてみませんか。

2023年

9月4日月

午後5時30分～午後8時00分

参加費 無料

開催場所

弁護士会館5階502会議室  
(東京都千代田区霞が関1-1-3)

zoomウェビナーを使用した  
ハイブリッド方式

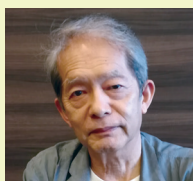


### 第1部 偏見・差別の被害当事者として ● 講師 ● 黄 光男 氏



黄光男 (ファン グァンナム) ■1955年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。1歳の時に母親と姉がハンセン病を発病、岡山の治療所に隔離され、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。1964年家族5人が社会復帰し、尼崎で暮らす。尼崎工業高校卒業後、尼崎市職員に採用。ハンセン病の親のことを長らく語らなかった。2016年2月、「ハンセン病家族訴訟原告団 (あじさいの会)」の副団長となる。尼崎市在住。

### 第2部 社会構造としての偏見差別 ● 講師 ● 福岡安則 氏



福岡安則 (ふくおか・やすのり) ■1947生。埼玉大学名誉教授。博士(社会学)。狭山事件で、1977年、上告趣意補充書「本件自白・維持の社会心理学的解明」を南博らと提出。86年、意見書「再審請求人石川一雄の国語能力の状態の生活史的解明」を江嶋修作らと提出。ハンセン病非入所者遺族の「鳥取訴訟」控訴審で、2016年「意見書」提出、17年「専門家証人」として証言。ハンセン病家族訴訟で2018年「意見書」提出。

定 員 ※会場の定員は100名(先着・事前申込制8月25日☑申込締切)  
※オンラインは500名(事前申込不要)

申込方法 <参加費無料>

- ①会場にて参加の方は下記URLまたは二次元バーコードからアクセスし、本講演会案内ページに掲載する事前申込フォームからお申し込みください。(8月25日☑申込締切)
- ②オンライン参加の方は当日、下記URLまたは二次元バーコードからアクセスし、本講演会案内ページに掲載する参加用URLよりご参加ください。

[https://www.toben.or.jp/know/iinkai/jinken/news/post\\_23.html](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/jinken/news/post_23.html)



主 催 ● 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会  
お問合せ ● 東京弁護士会 人権課 TEL.03-3581-2205